

令和3年4月～

オンライン相談のご案内

オンライン相談とは

オンライン会議アプリケーション（Zoom）を利用して、自宅等とインターネットを通して映像や音声のやり取りが行える仕組みで、相手の顔が見えるため、窓口に来て相談するのと変わらない状況で、安心して利用できます。 **※事前に Zoom のインストールが必要です！**

オンライン相談できる内容

- 弁護士による法律相談
- 司法書士による法律相談
- 行政書士による相続・遺言書・契約書等に関する書類作成相談
- 社会保険労務士による年金・労務相談
- 税理士による税務相談
- 労働相談
- 行政相談



オンライン相談の主な流れ

①相談希望日の1週間前までに、くらし安心課へ電話（62-1058）で日程調整



②相談日時が決定したら、くらし安心課へメール（kurashi@city.kariya.lg.jp）送信

メール記載例

件名：オンライン相談の申し込み

本文：名前（よみがな）

連絡先（電話番号） **※昼間に連絡可能な電話番号**

相談日時（例：令和3年4月5日（月） 午後1時から午後1時30分まで）

※事前に調整した相談日時



③くらし安心課から相談者へ招待URLとパスワードをメールで送信



④相談日当日、相談者は送信された招待URLとパスワードでZoomへログイン



※事前に Zoom のインストールが必要です！

⑤オンライン相談実施

オンライン相談に必要な環境

Webカメラ付きのPCやスマートフォン、Wi-Fi（※相談者の端末の通信料が発生するのでWi-Fiの利用を推奨）など

※事前に Zoom のインストールが必要です！

注意事項

- ① ご自身の端末の通信料が発生しますので、Wi-Fiのご利用を推奨いたします。ただし、情報漏洩等のリスクを軽減するため、Free Wi-Fiのご利用はご遠慮ください。
- ② オンライン相談の録画や録音、撮影はご遠慮ください。
- ③ 相談内容や個人情報が漏洩しないよう、周囲の環境を整えてご利用ください。
- ④ ミーティングURLは他人に知られないようご注意ください。
- ⑤ 通信の状況等により、中断や遅延、画像の不鮮明が発生することがございます。その場合は電話相談に変更させていただきますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

刈谷市役所 暮らし安心課 市民相談係

TEL：0566-62-1058

Eメール：kurashi@city.kariya.lg.jp